

# 国際刑事裁判所で働くために

国際刑事裁判所  
International  
Criminal  
Court

外務省国際法局国際法課

在オランダ日本国大使館

外務省国際機関人事センター

外務省国際機関人事センターでは、国際機関への就職を目指す日本人の方の採用に向けた支援に関する業務を行っています。

<http://www.mofa-irc.go.jp>

# 目次



|                   |        |
|-------------------|--------|
| ● ICCで働くこととは      | ・・・ 3  |
| ● ICCとは           |        |
| ● ICCについて         | ・・・ 4  |
| ● 日本とICC          | ・・・ 5  |
| ● ICCの組織と業務       |        |
| ● ICCの組織          | ・・・ 6  |
| ● ICCで働く日本人       | ・・・ 7  |
| ● ICCで働くために       |        |
| ● ICCで働くまでのキャリアパス | ・・・ 8  |
| ● 応募資格・求められる人材    | ・・・ 9  |
| ● 応募方法            | ・・・ 10 |

# I C Cで働くこととは

尾崎久仁子  
Kuniko Ozaki

判事  
Judge



国際機関に就職するためには、一般に、そのグレードに応じた専門能力が必要ですが、I C Cにおいては、その業務の性格上、特に高い専門性が要求されます。また、援助機関などと比べて組織が小さいので、ポストも限られています。他方で、世界中の優秀な若い法律家が、法律分野の最先端である国際刑事法に強い関心を抱いて裁判所の門をたたきます。したがって、当裁判所は、国際機関の中でも最も競争の激しい機関の一つであるといえるかもしれません。しかし、この厳しい競争は、いったん中に入れば、ほかでは得られないやりがいが得られることも意味します。国際法、刑事法、人権・人道法、コモン・ロー、大陸法などさまざまなバックグラウンドを有する法律家が、お互いに切磋琢磨しながら前例のない捜査、公判に従事している姿は、大変そうですが、とても充実して楽しそうでもあります。日本の若い法律家にも是非この楽しみを味わっていただきたいと思います。

# I C C とは



- I C Cについて

- 役割と機能：国際刑事裁判所とは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）を犯した個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための歴史上初の常設の国際刑事裁判機関です。

国際社会が協力して、こうした犯罪の不処罰を許さないことで、犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献します。

I C Cは、各国の国内刑事司法制度を補完するものであり、関係国に被疑者の捜査・訴追を真に行う能力や意思がない場合等にのみ、I C Cの管轄権が認められます（補完性の原則）。

- 締約国数： 116か国（2011年6月現在）

- 職員数：696人（2011年3月現在）（専門職（P）349人、一般職（G）347人）

**【職員出身国上位10カ国】**

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1位オランダ91人（P18人、G73人） | 6位豪州21人（P17人、G4人）   |
| 2位フランス75人（P44人、G31人） | 7位ベルギー20人（P11人、G9人） |
| 3位英国48人（P24人、G24人）   | 8位イタリア19人（P9人、G10人） |
| 4位ウガンダ24人（P1人、G23人）  | 9位カナダ18人（P13人、G5人）  |
| 5位ドイツ22人（P16人、G6人）   | 10位コンゴ（民）17人（G17人）  |

- 所在地（勤務地）： オランダ・ハーグ

- 主要なポスト：裁判官（19名）、検察官（1名）、書記（1名）

## ● 日本と I C C

- 加盟の意義：日本は、国際社会における「法の支配」の推進等の観点から、I C Cの設立及びその活動を一貫して支持してきました。日本の加盟により、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人の不処罰を許さないとの日本の決意を明確に示し、こうした犯罪を犯した個人を処罰する包囲網の一翼を担うこととなります。

さらに、現在の全加盟国116か国のうち、アジア・太平洋地域からの加盟国数は15か国のみであり、日本の加盟により、他のアジア諸国等の加盟も促進し、I C Cをより普遍的な組織とすることが期待されます。

- 日本の重点分野：日本はI C Cの最大の分担金拠出国であり、I C Cをより効率的、効果的、普遍的かつ制度的に持続可能な裁判所とすることが重要との観点から、I C Cの普遍化（特にアジア諸国との加盟促進）、補完性の原則の推進、I C Cのガバナンスの向上などを重視しています。

また、国際人道法や国際刑事法の形成・発展に創造的に参画するため、2010年に開催されたI C C規程検討会議では積極的に議論に参加しました。その際、刑事法に関するローマ規程の厳格な法的解釈の必要性を主張し、法的論点を整理し解決策を示す姿勢は、参加国の中で高く評価されています。

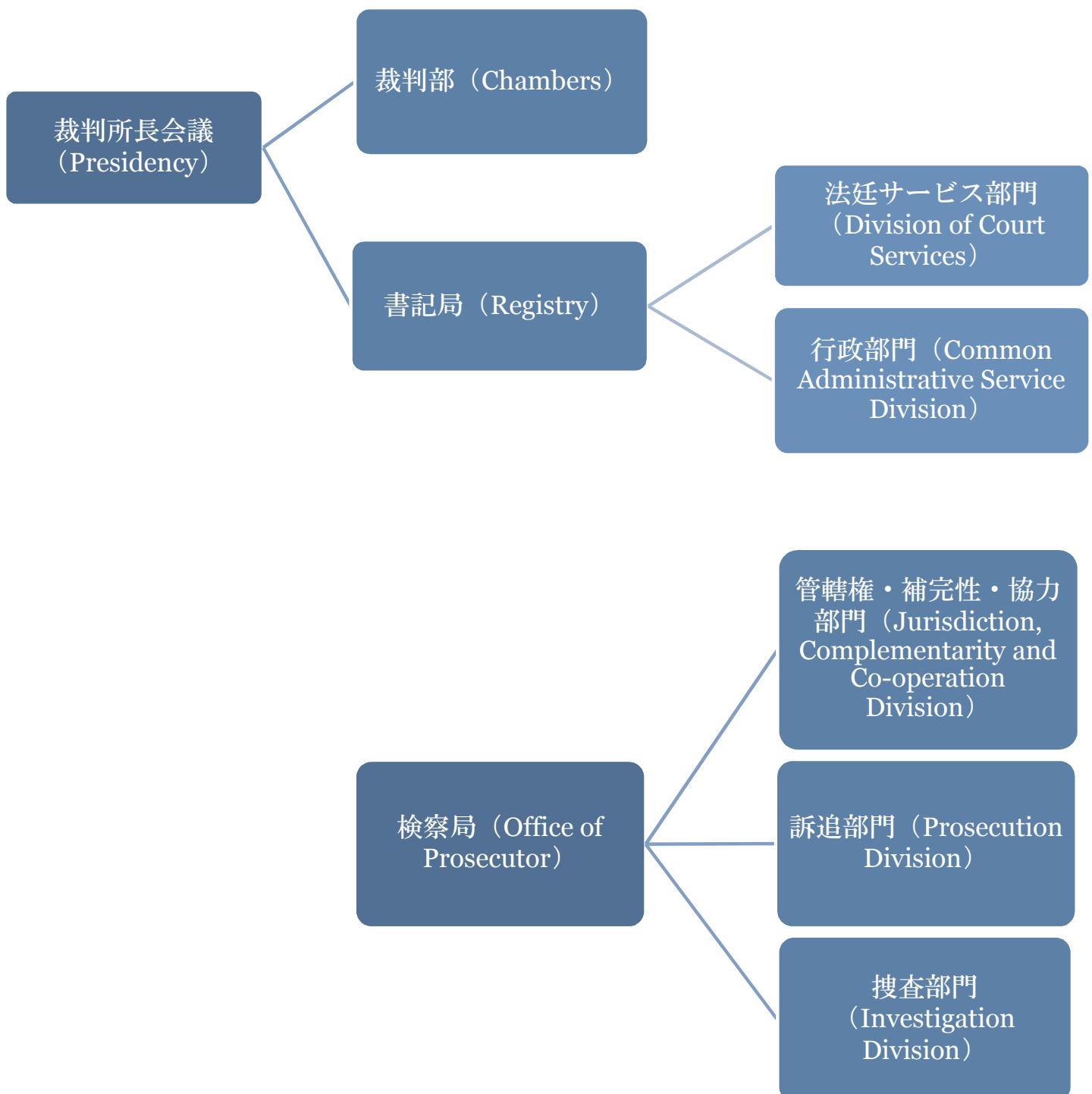
I C Cにおける日本人職員数の推移

|     | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 裁判官 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| P5  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| P4  | 0    | 0    | 0    | 1    | 1    |
| P3  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| P2  | 0    | 0    | 1    | 3    | 2    |
| P1  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 一般職 | 1    | 2    | 3    | 3    | 3    |
| 計   | 1    | 2    | 5    | 8    | 9    |

（毎年1月1日現在）

# ICCの組織と業務

## ● ICCの組織



## ● I C Cで働く日本人

### ● 檢察局法律顧問部法務官補 山口やよいさん

検察局法律顧問課の主な仕事の一つは、首席検察官ないし他の部局や個別の案件に携わるチームからの要請に応じて、検察局の活動に関連して生じる法律問題について研究し、法的助言を提供することです。

具体的には、関連するローマ規程の規定、判例、他の国際法廷や主要国の法律や実行などについて情報を収集、分析し、報告書を作成します。また、予備的な検討から捜査訴追に至る検察局の様々な活動を規制するマニュアルやガイドラインなどの内部規律の整備、検察局職員のための法律研修、判例データベース等の開発整備も行っています。



### ● 書記局予算課財務官補 吉原アヤ子さん

私の主な業務は、年度予算作成関連業務、年3回の予算会議に提出する予算執行報告書及び資料の作成、予算や支出に関する各部門への助言、I C C管理部門に提出する予算執行月例報告書の作成、その他政策決定に必要な報告書の作成、補正予算の作成などです。

I C Cの年度予算策定手続は、まず、毎年7月上旬に書記局からCBF（締約国会議（A S P）で選出された個人資格の委員で構成される予算財務委員会）に次年度予算案が提出され、毎年8月に開催されるCBFの会合で審議された後、予算修正を経て、締約国に公表されます。その後、毎年12月頃に開催されるA S Pでの承認結果を踏まえ、必要に応じて予算を再修正し、各部門へ最終承認予算を通知し、体制を整えるという流れになります。



# ICCで働くために



- ICCで働くまでのキャリアパス

- 書記局人事部人事担当官 杉崎美奈子さん

日本の大学で学士号（教育学）を取得し、日本の企業の経営企画部で3年間勤務した後、米国の大学院で教育学を学ぶ間に、ニューヨークの国連本部人事部でインターンを経験しました。大学院修了時にニューヨークにて人事サービス会社での採用が決まり、採用、キャリアディベロップメントサポート業務を2年間担当しました。その間、日本政府によるJPOプログラムに応募、選考過程を経て、2002年6月に在ジュネーブの国連機関に人事担当官として派遣されました。その後、ニューヨーク、ジュネーブで勤務した後、2005年に国連機関人事担当官として正規職員に採用されました。出産、育児などで一度退職しましたが、2006年に夫の転地に伴いハーグに移り、2007年に国際刑事裁判所で再び人事担当官として仕事を再開し、現在に至ります。

## ● 応募資格・求められる人材

- 国際機関では、「語学力」「学位（修士号以上）」「専門性」があることが、応募の前提となっています。
  - 語学力：英語又は仏語で業務遂行可能であること
  - 学位：応募するポストと関連する分野の修士号以上の学位を取得していること
  - 専門性：応募するポストと関連する職務経験が一定以上あること
- I C Cの職員の傾向として、以下の点があげられます。
  - 法曹資格保有者が多い
  - 修士号取得の上実務経験を積んだ者が多い
  - インターン経験者が採用されることがある
- I C C職員に求められる資質
  - 刑事法、国際法の知見
  - 高い言語能力（英語、仏語）
  - 高いコミュニケーション能力（論理的構成力、説得する力を含む）
  - チームワークと柔軟性
  - 高い事務処理能力
  - 実務経験
- 募集の多い職種は以下のとおりです。
  - Legal Officer（法務官）
  - Trial Lawyer（法廷弁護士）
  - Administration（行政官）
  - Investigator（捜査官）
  - Analyst（分析官）
  - Field Operation（現場担当官）
  - Translator（通訳官）

## ● 応募方法

ICCで働くためには、以下の方法があります。

### ● 空席公告への応募

職員の退職、転任、転出、あるいはポストの新設によってPレベルもしくはDレベルのポストに欠員が生じた場合に国際的に公募されます。応募したい空席ポストがあり、資格要件を満たしている場合には、所定の応募用紙をホームページから入手し、記入の上、ICCに直接応募して下さい。

応募後、書面審査が行われ、応募者の専門性・勤務経験が、空席ポストに合っているか否かが審査されますので、空席公告の職務内容を十分に踏まえて応募用紙を作成する必要があります。

ICCの空席公告の情報は、以下にあります。

<http://www.icc-cpi.int/Menus/ICC/Recruitment/Job+opportunities/>

### ● インターンシップ・プログラム

将来法曹を目指している学生・大学院生、法律学（特に刑事法・国際法）・地域研究（アフリカ）・言語学（翻訳・通訳）・ジャーナリズム等を研究している大学生・大学院生などを主な対象としています。インターンに与えられる任務のレベルは、概ね、国際機関人事システムの上級のGポスト又は下級のPポストの任務に相当します。

### ● ビジティング・プロフェッショナル・プログラム

既に各国の法曹界で活動している法律実務家、ICCの活動に関係する分野を専門とする大学教員、人権・人道分野などで活動する非政府組織(NGO)のメンバーなどを主な対象としています。ビジティング・プロフェッショナルに与えられる任務のレベルは、概ね中級又は上級のPポストの任務に相当します。

インターンシップ・プログラム又はビジティング・プロフェッショナル・プログラムについて不明な点があれば、ICCの人事課インターンシップ・プログラム又はビジティング・プロフェッショナル・プログラム担当者、又は、下記の問い合わせ先に照会して下さい。

<http://www.icc-cpi.int/Menus/ICC/Recruitment/Internships+and+Visiting+professionals/>

### ●お問い合わせ先

- ICCに関する一般的なご照会

外務省国際法局国際法課

Tel: 03-5501-8383

在オランダ日本国大使館

Tel: +31- (0) 70-3469544

- 空席情報、面接対策などについてのご照会

外務省国際機関人事センター <http://www.mofa-irc.go.jp/>

応募する際には、国際機関人事センターのホームページを参照し、応募書類の書き方などを参考にしてください。また、実際に応募された場合には、国際機関人事センター（[jinji-center@mofa-irc.go.jp](mailto:jinji-center@mofa-irc.go.jp)）までご連絡ください。